

工業団地及び工業集合地における緑地の状況に関する事例

1. 倉敷市：水島地区（工業団地を含む工業集合地）

<区域における緑地>

工場の緑地	2,242 千㎡
公園等公共緑地	731 千㎡
計(a)	2,973 千㎡
区域の総面積(b)	37,336 千㎡
区域の緑地面積率(a/b)	約8%

<工場の緑地面積率>

既存工場(55工場)	[注]	約8%
新設工場(39工場)		約23%
平均		約9%

[注]：55 既存工場中 37 工場が緑地面積率 10%未満。

2. 尼崎市：あまがさき地域緑化構想重点エリア（工業団地を含む工業集合地）

<区域における緑地>

工場の緑地	75 千㎡
公園等公共緑地	82 千㎡
計(a)	157 千㎡
区域の総面積(b)	1,800 千㎡
区域の緑地面積率(a/b)	約9%

<工場の緑地面積率>

既存工場(5工場)	[注]	約6%
新設工場(1工場)		約21%
平均		約9%

[注]：5 既存工場中 3 工場が緑地面積率 10%未満。

* 現在公共緑地（公園等）の整備が進行中であり、将来的に区域の緑地面積率は21%程度になる計画。

<備考>

前回（9月29日）の産構審工場立地法検討小委で検討した内容

1. 区域の要件

工業専用地域、工業地域及び準工業地域にある工業団地及び工業集合地であって、その内部に緑地面積率20%以上の緑地が確保され、それが継続的に維持及び管理されることが確実であると認められること。

2. 適用面積率

地域準則で設定可能としている面積率と同じ面積率。

	工業専用地域・工業地域	準工業地域
緑地面積率	(10%以上 20%未満)以上	(15%以上 25%以下)以上
環境施設面積率	(15%以上 25%未満)以上	(20%以上 30%以下)以上